

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

横浜市長

## 公表日

令和8年1月13日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>(1) 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施について 対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、及び予防接種による健康被害救済給付に関する事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・予防接種対象者はA類(こども)とB類(高齢者)に区分され、それぞれ予防接種法に定める接種年齢がある。</li><li>・横浜市ではA類(こども)及びB類(高齢者)の成人用肺炎球菌及び帯状疱疹、新型コロナワクチン(臨時接種分)の接種記録をシステムにて管理している。</li><li>・A類(こども)の接種費用は全額公費である。接種費用の実費徴収及び減免は、B類(高齢者)のみである。</li><li>・A類(こども)の対象者及びB類(高齢者)の成人用肺炎球菌及び帯状疱疹の対象者に対しては個別に通知を送付している。</li><li>・健康被害救済給付に係る事務は紙の書類やデータで行う。</li><li>・接種者からの申請に基づき、新型コロナワクチン(臨時接種分)の予防接種証明書の交付を行う。</li></ul> <p>なお、特定個人情報は次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</li><li>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。</li><li>○予防接種歴を業務固有番号を利用して管理する。</li></ul> <p>(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。)による予防接種の実施について 特措法及び番号法の規定に従い、特定個人情報は(1)と同様の事務に利用する。</p>
③システムの名称	統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、予防接種台帳システム、福祉保健システム、情報共有基盤システム、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種関係情報ファイル、統合番号連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項 別表の14項、126項</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2</li><li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li></ul>

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<p>【情報提供】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表25、26、153、154の項</p> <p>【情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表25、27、28、29、153の項</p>

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	医療局健康安全部健康安全課
②所属長の役職名	医療局健康安全部健康安全課長

#### 6. 他の評価実施機関

なし
----

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882
	鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680
	神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021
	西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321
	中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121
	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112
	港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321
	保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221
	旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023
	磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335
	金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721
	港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221
	緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220
	青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221
	都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222
	戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321
	栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335
	泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335
	瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区ニッ橋町190 045-367-5635

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	医療局健康安全部健康安全課 予防接種係 住所: 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話番号: 045-671-4190
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		
	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		
	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		
	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		
	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		
	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		
	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		
	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

8. 人手を介在させる作業		[ ]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	<p>・システムの端末の画面は来庁者の目に触れないよう設置する、または、端末の画面に保護シートを付け、第三者が閲覧できないようにする。</p> <p>・入力内容については、ダブルチェックを徹底している。</p> <p>・端末から個人情報を持ち出す際には、専用のUSBメモリーを使用している。なお、USBメモリーにはPWを設定した上で使用している。</p>						
9. 監査							
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査						
10. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ <input checked="" type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>						
当該対策は十分か【再掲】	[      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠							

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 【提供】	(追加)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2各号	事後	必要な記載の追加
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	木村 博和	(削除)	事後	不要な記載の削除
平成31年1月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0004 横浜市港南区港南中央通10-1 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0016 横浜市泉区和泉町4636-2 045-800-2335	港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区泉中央北5-1-1 045-800-2335	事後	事前の提出、公表が義務付けられない
平成31年1月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成30年12月1日時点	事後	事前の提出、公表が義務付けられない
平成31年1月4日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	重要な変更
令和3年6月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 【提供】	番号法第19条第7号 別表第2 16の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2各号	番号法第19条第7号 別表第2 16の2項、3項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2各号	事後	必要な記載の追加
令和3年6月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882	事後	市庁舎移転に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉局健康安全部健康安全課 予防接種担当 住 所: 〒231-0017横浜市中区港町1-1 電話番号:045-671-4190	健康福祉局健康安全部健康安全課 予防接種担当 住 所: 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話番号:045-671-4190	事後	市庁舎移転に伴う修正
令和4年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時事後評価)の適用
令和4年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(追加)	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時事後評価)の適用
令和4年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(追加)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時事後評価)の適用
令和4年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第7号 別表第2 16の2項、3項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2各号 【照会】 番号法第19条第7号 別表第2 17項、18項、19項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条各号	【提供】 番号法第19条第8号 別表第2 16の2項、3項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2各号 【照会】 番号法第19条第8号 別表第2 16の2項、17項、18項、19項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条各号	事後	必要な記載の追加及び号ずれによる軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年12月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時事後評価)の適用
令和5年8月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付(コンビニ交付を含む)を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時事後評価)の適用
令和5年8月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局健康安全部健康安全課	医療局健康安全部健康安全課	事後	組織再編に伴う修正
令和5年8月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康福祉局健康安全部健康安全課長	医療局健康安全部健康安全課長	事後	組織再編に伴う修正
令和5年8月4日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉局健康安全部健康安全課 予防接種担当	医療局健康安全部健康安全課 予防接種担当	事後	組織再編に伴う修正
令和5年8月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時事後評価)の適用

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付(コンビニ交付を含む)を行う。	・令和6年3月31日以前の接種記録等を登録、管理する。 ・接種者からの申請に基づき、令和6年3月31日以前の新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正
令和6年4月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正
令和8年1月13日	表紙 評価書名	予防接種法による予防接種の実施に関する事務	予防接種の実施に関する事務	事後	評価書統合による修正
令和8年1月13日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	横浜市は、予防接種法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	横浜市は、予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	評価書統合による修正
令和8年1月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	予防接種法による予防接種の実施に関する事務	予防接種の実施に関する事務	事後	評価書統合による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月13日	<b>I 関連情報</b> 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、及び予防接種による健康被害救済給付に関する事務を行う。</p> <p><b>【予防接種事務について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種対象者はA類(こども)とB類(高齢者)に区分され、それぞれ予防接種法に定める接種年齢がある。</li> <li>・横浜市ではA類(こども)のみ、接種記録を管理している。</li> <li>・A類(こども)の接種費用は全額公費である。接種費用の実費徴収及び減免は、B類(高齢者)のみである。</li> <li>・接種勧奨は両方にしている。</li> <li>・健康被害救済給付に係る事務は紙の書類で行い、データのファイルでの保存はしない。</li> </ul> <p>なお、特定個人情報は次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務</li> <li>当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</li> <li>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務</li> <li>番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。</li> <li>○予防接種歴を業務固有番号を利用して管理する。</li> </ul> <p><b>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年3月31日以前の接種記録等を登録、管理する。</li> <li>・接種者からの申請に基づき、令和6年3月31日以前の新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>	<p>(1) 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施について</p> <p>対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、及び予防接種による健康被害救済給付に関する事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種対象者はA類(こども)とB類(高齢者)に区分され、それぞれ予防接種法に定める接種年齢がある。</li> <li>・横浜市ではA類(こども)及びB類(高齢者)の成人用肺炎球菌及び帯状疱疹、新型コロナウイルスワクチン(臨時接種分)の接種記録をシステムにて管理している。</li> <li>・A類(こども)の接種費用は全額公費である。接種費用の実費徴収及び減免は、B類(高齢者)のみである。</li> <li>・A類(こども)の対象者及びB類(高齢者)の成人用肺炎球菌及び帯状疱疹の対象者に対しては個別に通知を送付している。</li> <li>・健康被害救済給付に係る事務は紙の書類やデータで行う。</li> <li>・接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルスワクチン(臨時接種分)の予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul> <p>なお、特定個人情報は次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務</li> <li>当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</li> <li>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務</li> <li>番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。</li> <li>○予防接種歴を業務固有番号を利用して管理する。</li> </ul> <p>(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。)による予防接種の実施について</p> <p>特措法及び番号法の規定に従い、特定個人情報は(1)と同様の事務に利用する。</p>	事後	評価書統合による修正
令和8年1月13日	<b>I 関連情報</b> 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種台帳システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、福祉保健システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、予防接種台帳システム、福祉保健システム、情報共有基盤システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	必要な記載の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月13日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	予防接種対象者関係情報ファイル、統合番号連携ファイル	予防接種関係情報ファイル、統合番号連携ファイル	事後	表現の微修正
令和8年1月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第1 10項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表の14項、126項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	番号法改正に伴う変更
令和8年1月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<b>【提供】</b> 番号法第19条第8号 別表第2 16の2項、3項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2各号 <b>【照会】</b> 番号法第19条第8号 別表第2 16の2項、17項、18項、19項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条各号	<b>【情報提供】</b> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表25、26、153、154の項 <b>【情報照会】</b> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表25、27、28、29、153の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和8年1月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	医療局健康安全部健康安全課 予防接種担当 住 所: 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話番号: 045-671-4190	医療局健康安全部健康安全課 予防接種係 住 所: 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話番号: 045-671-4190	事後	組織再編に伴う修正
令和8年1月13日	II しきい値判断項目 1. 対象者 いつ時点の計測か	令和4年12月1日時点	令和7年8月時点	事前	基準日の変更
令和8年1月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者 いつ時点の計測か	令和4年12月1日時点	令和7年8月時点	事前	基準日の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月13日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	(追加)	十分である	事前	様式変更による追加
令和8年1月13日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	(追加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの端末の画面は来庁者の目に触れないよう設置する、または、端末の画面に保護シートを付け、第三者が閲覧できないようにする。</li> <li>・入力内容については、ダブルチェックを徹底している。</li> <li>・端末から個人情報を持ち出す際には、専用のUSBメモリーを使用している。なお、USBメモリーにはPWを設定した上で使用している。</li> </ul>	事前	様式変更による追加